

日弁連法 1 第 2 5 4 号
2 0 1 5 年（平成 2 7 年）1 2 月 1 6 日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会
会長 村 越 進
(公印省略)

「弁護実務修習ガイドライン」の配布及びこれに沿った修習
の実施について（依頼）

日頃より、当連合会の活動に御理解いただき、誠にありがとうございます。
また、司法修習生に対する指導等につきましては、御尽力を賜り、心から御礼
申し上げます。

さて、御承知のとおり、弁護実務修習に関し、平成 2 6 年 3 月に当連合会が理
事会の承認により「弁護実務修習に関するガイドライン」を策定し、別紙のと
おり各弁護士会にお送りして、各個別指導担当弁護士（以下「担当弁護士」とい
います。）に配布いただくよう、お願いしているところです。

このガイドラインは、司法修習生指導要綱（甲）において司法修習の目的とし
て示されている「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のた
めの基本的かつ汎用的な技法と思考方法」の修得のために、各担当弁護士に対
して指導方法としての指針を示すもので、短期間ではあるものの弁護実務修習の更
なる充実を図るとともに、各司法修習生によって受ける指導に大きな格差が生じ
ないようにするため、できる限りこのガイドラインに沿った個別指導に努めてい
ただきたい、というものです。

しかしながら、担当弁護士によって抱えている事件も異なり、単独でこのガイ
ドラインに沿った個別指導が困難な場合もあろうかと思われま。したがって、
各弁護士会におかれましては、修習の実施について各担当弁護士との情報共有や
連携を強化していただき、適切な事件を担当している他の弁護士を紹介する等の
バックアップ体制を整えていただきたく、お願い申し上げます。また、各担当弁
護士の皆様には、このガイドラインがそのような位置付けのものであることを御
説明いただいて、配布していただければ幸いです。

第 6 9 期司法修習生の修習は平成 2 7 年 1 2 月 2 日に開始しており、平成 2 8

年1月4日には分野別実務修習が始まります。司法修習の開始に当たり、司法研修所から各司法修習生に「司法修習ハンドブック」が配布されますが、第69期司法修習生への配布分から「弁護実務修習ガイドライン」を含む全ての実務修習ガイドラインが掲載されております。したがって、今後は、司法修習生が「弁護実務修習ガイドライン」の内容を把握しているものと考えられますので、その点も御考慮いただき、御協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

添付資料

2014年3月6日付け「弁護実務修習ガイドラインの送付について」